

税外収入金に係る延滞金の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号。以下「条例」という。）第3条及び千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例施行規則（平成23年千葉市規則第12号。以下「規則」という。）第4条が定める税外収入金に係る延滞金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(延滞金が減額又は免除できる要件)

第2条 条例第3条の規定による延滞金の減額又は免除（以下「減免」という。）は次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害又は盗難により損失を受けた場合で、納付することができない事情にあったと認められるとき。
- (2) 貧困により公私の扶助を受けているとき。
- (3) 納付義務者が死亡し、又は法令その他により身体を拘束された場合で、納付することができない事情にあったと認められるとき。
- (4) 納付義務者が解散し、又は破産手続開始の決定を受けたとき。
- (5) 納付義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- (6) 納付義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- (7) 納入通知書の送達の実を全く知ることのできない正当な事由のある場合で、納入通知書の送達先において納付に関する事項を処理すべき者のないとき。
- (8) 前各号に定める場合のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。

2 前項各号の規定による延滞金の減免の取扱基準については、別紙「税外収入金に係る延滞金減免取扱基準」のとおり定める。

(減免決定の手続)

第3条 規則第4条の規定による延滞金減免申請書を受理したときは、内容を審査の上、その可否を決定し、別記第1号様式により申請者へ通知するものとする。

2 納付義務者が規則第4条の申請手続を行わないことについてやむを得ないと認められる事由がある場合は、前項の規定にかかわらず延滞金を減免することができる。このとき、別記第2号様式により納付義務者へ通知するものとする。

(委任)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。